

平成23年度特別支援教育関係予算(案)

項目

- ・35人以下学級の推進による教職員定数の改善
- ・子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進
- ・特別支援教育就学奨励費(負担金・補助金・交付金)
- ・特別支援教育総合推進事業
- ・民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業
- ・特別支援教育支援員の地方財政措置

35人以下学級の推進による教職員定数の改善

(平成23年度 義務教育費国庫負担金予算案)

平成23年度予算案 1兆5,666億円(対前年度 ▲271億円)

▼ 趣 旨

新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応し、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保することにより、子どもたちの個性に応じたきめ細やかで質の高い教育の実現が急務。

このため、35人以下学級については、平成23年度は小学校1年生について制度化する。

学級編制の標準の引下げは、現行の40人学級がスタートした昭和55年以来、30年ぶり

▼ 23年度予算案の概要

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な4,000人の教職員定数を措置するため、純増300人を含む2,300人の定数改善を行う。

教職員定数は、平成22年度に引き続き純増→2年連続の純増は、平成3年度以来、20年ぶり

※既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1,700人分を活用。

※少人数指導や通級指導などを実施するための加配定数は引き続き維持。

【23年度予算案 4,000人の内訳】

①小学校1年生の35人以下学級の実現 3,770人

②35人以下学級の実施に伴う教職員配置の充実 230人

- ・副校長・教頭の配置の充実(100人)
- ・生徒指導(進路指導)担当教員の配置の充実(30人)
- ・事務職員の配置の充実(100人)

加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導等の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える問題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているもの。

平成23年度予算(案)における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどきめ細かな指導方法改善	39,423人
通級指導対応 (法15条2号)	<u>比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導対応</u>	<u>4,340人</u>
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	6,677人
主幹教諭の配置 (法15条3号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,448人
研修等定数 (法15条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	5,484人
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	282人
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	279人
事務職員 (法15条4号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	872人
合 計		58,805人

子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

平成23年度予算額(案) : 7,987百万円 (前年度予算額 : 7,973百万円)

～特別支援教育の理念～

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。



特別支援教育推進のための体制整備

特別支援教育総合推進事業 予算額(案) : 253百万円(305百万円)

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施することにより、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進する。また、高等学校における発達障害のある生徒への支援体制を強化する。

特別支援教育推進地域(都道府県等)

地域住民への理解・啓発



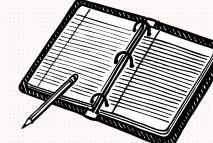
外部専門家による巡回指導



特別支援連携協議会



教員研修(幼小中高)



相談支援ファイルの活用

特別支援教育就学奨励費負担等 予算額(案) :
7,583百万円(7,471百万円)

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その経済的負担能力に応じ、就学に必要な通学費・教科用図書購入費等を補助



保護者への支援

研究・普及

高等学校における発達障害のある生徒への支援



保健、福祉、医療機関との連携



就学指導・就学相談の充実

市町村教育委員会が中心となり、就学指導コーディネーター等を活用した就学指導・就学相談の充実

民間組織等と連携した特別支援教育の推進

教科用特定図書等普及推進事業 予算額(案) : 125百万円(157百万円)

障害のある児童及び生徒が十分な教育を受けることができるよう、多くの弱視児童生徒のニーズに対応した標準規格に基づく拡大教科書等の普及促進等を図る。

民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業 予算額(案) : 26百万円(40百万円)

小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書等や教材、その支援技術に関する研究等を実施する。23年度は特に普及・運用の在り方等について研究を実施。

特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
(根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律)

- **特別支援教育就学奨励費 負担金** 平成23年度予算額（案） 4,875百万円（前年度予算額 4,686百万円）
公私立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の保護者等に対する補助
- **特別支援教育就学奨励費 補助金** 平成23年度予算額（案） 2,249百万円（前年度予算額 2,320百万円）
公私立の特別支援学校の幼稚部及び高等部（専攻科）並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助
- **特別支援教育就学奨励費 交付金** 平成23年度予算額（案） 459百万円（前年度予算額 465百万円）
国立大学法人附属の特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助

平成23年度予算額（案） 7,583百万円（前年度予算額 7,471百万円）



特別支援教育総合推進事業

平成23年度予算額(案) : 252,722千円 (前年度予算額 : 304,979千円)

～特別支援教育の理念～

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

特別支援教育推進のための実践 研究の実施・成果普及



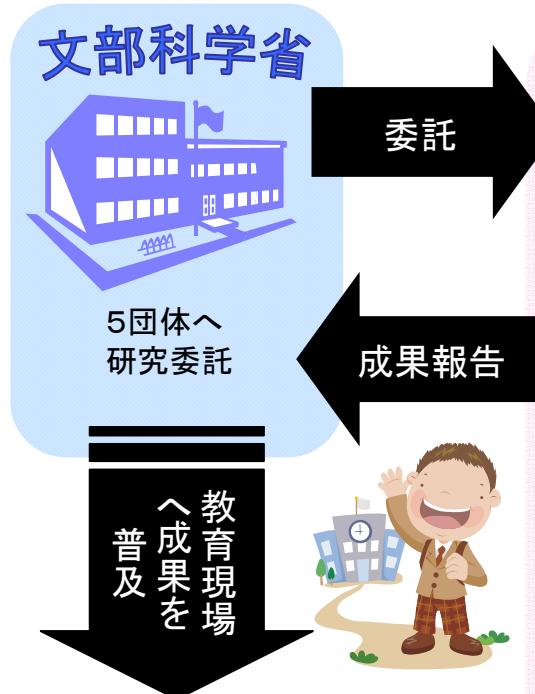
特別支援教育推進のための体制整備



民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業

平成23年度予算額（案）：25,512千円（40,175千円）

小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書等や教材、その支援技術に関する研究を実施する。また、就労支援など特に課題とされている分野等について先導的な取組を行っているNPO等民間団体に対し、実践研究を委託する。



■発達障害等の障害特性に応じた教材・支援技術等の実証研究

大学等を対象に、発達障害等の子どもの障害特性に応じた教科用特定図書等の普及・運用の在り方についての実証的研究を行い、発達障害等のある児童生徒の困難の改善を図る。23年度は、これまでの研究で得られた教科用特定図書等や教材、支援技術の効果的な機能についての基礎的なノウハウを踏まえ、今後の教科用特定図書等に関する全国への普及・運用の在り方について調査研究を実施する。

【研究内容】

- ・ 発達障害等の障害特性に応じた教科用特定図書等や教材の普及可能性
- ・ 教科用特定図書等や教材の運用に際しての配慮
- ・ 教科用特定図書等や教材を使用した効率的な指導方法 等



＜期待される効果＞

- 障害のある児童生徒の教科学習等における困難の改善、学習意欲や学力の向上、自立と社会参加の促進
- 民間団体と連携した特別支援教育の推進

■特別支援教育に関するNPO等の活動・連携の支援に関する実践研究

障害のある児童生徒への教育支援活動を行うNPO等民間団体を対象に、以下の内容等に関する研究を委託し、団体間の連携、多面的な支援体制の構築等を図る。

【研究内容】

- ・ 就労支援、発達障害児への学習支援等特に課題とされている分野
- ・ 団体間の効果的な連携の在り方
- ・ 遠隔地・過疎地等における支援活動の在り方 等



特別支援教育支援員の地方財政措置について

【23年度措置予定額：約443億円(22年度措置額：約435億円】

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、児童生徒の健康・安全確保、周囲の児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(新規・拡充)

- 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成23年度	平成22年度
幼稚園【拡充】	約4,300人	約3,800人
小・中学校	約34,000人	約34,000人
高等学校【新規】	約500人	—
合計	約38,800人 (事業費:約443億円)	約37,800人 (事業費:約435億円)